

令和7年度 南風原町マイナンバーカード関連業務委託

公募型プロポーザル方式実施要項

令和8年1月

沖縄県南風原町

令和7年度 南風原町マイナンバーカード関連業務委託 公募型プロポーザル方式実施要項

1 事業名称

令和7年度南風原町マイナンバーカード関連業務委託（以下、「本事業」という。）

2 事業内容に関する事項

（1）事業目的

マイナンバーカード関連等を民間事業者に委託することにより、当該業務の安定した町民サービスの提供及び民間事業者の技術と創意工夫を活用した一層の良質な町民サービスの提供をもって、町民サービスの質を向上させること及び効率的な業務運営を実現することを目的とするものとする。

（2）事業内容

「令和7年度南風原町マイナンバーカード関連業務委託標準仕様書」（以下、「標準仕様書」という。）を参照すること。

（3）提案上限額

令和7年度 2,046,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（4）契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

ただし、本事業の実施開始日については、別途受注者と協議のうえ決定する。

本事業は国の補助金を活用して実施するものであり、令和7年度を対象とする。ただし、次年度以降においても予算の成立及び補助金の交付を前提として本事業と同等のマイナンバーカード関連業務を継続し実施する予定である。次年度以降の業務実施及び契約の締結については、当該年度における業務履行状況等を踏まえ別途協議の上、必要な手続を経て決定するものとする。

（5）費用負担

受注者が本事業を遂行するにあたり必要となる経費は、原則として契約金額に含まれるものとする。

3 契約に関する事項

(1) 契約方法

南風原町契約規則の規定に基づき、契約を締結する。契約内容は標準仕様書及び提案書に基づき決定する。

(2) 契約保証金

免除

4 参加資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次に掲げる要件の全てに該当し、南風原町マイナンバーカード関連業務委託に係る公募型プロポーザル方式事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）においてその資格を認めた者は、本事業についての公募型プロポーザルに参加することができる。

- (1) 民法及び会社法に基づく単独の法人とする。
- (2) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を有している者であること。
- (3) 参加表明書(様式1)の提出期日において、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく南風原町の入札参加制限を受けていないこと。
- (4) 標準仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び南風原町の指示に柔軟に対応できる者。
- (5) 国又は地方公共団体において本事業と類似する業務や住民対応を要する窓口業務等を元請として履行した実績を有すること。
※類似した業務とは、標準仕様書に記載した「マイナンバーカード関連業務」等を指す。
- (6) 国税及び県税、市町村税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていない者。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかにも該当しない者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与していない者。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - イ 政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含

- む。) 若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- エ 暴力団（南風原町暴力団排除条例（平成23年条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（南風原町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
- オ 南風原町長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

5 提案を求める内容

提案内容は、令和8年度に継続して事業を実施する場合を想定した内容も含めて提案すること。

- (1) 受託業務の実施体制、実施方法
- (2) 全体計画、受託業務実施までのプロセス
- (3) 全体の事業運営内容
- (4) 個人情報、特定個人情報保護への配慮
- (5) 本事業に係る実績
- (6) 見積書の妥当性
- (7) 独自提案【任意項目】

本事業を実施するにあたって、標準仕様書に記載のない項目で提案者が必要または効果的と考える項目があれば提案すること。

6 スケジュール

	項目	日程
1	プロポーザル公告（開始）	令和8年1月15日（木）
2	現場確認日	令和8年1月21日（水）
3	質問募集期間	令和8年1月15日（木）～ 令和8年1月22日（木）
4	質問に対する回答日時	令和8年1月26日（月）午後3時に 回答を本町ホームページに掲載
5	参加表明の提出期限	令和8年2月3日（火）
6	参加資格確認結果通知	令和8年2月5日（木）
7	提案書の提出期限	令和8年2月19日（木）

8	プレゼンテーション及びヒアヤ リング	令和8年2月25日（水）
9	審査結果通知	令和8年2月26日（木）
10	標準仕様書及び提案書の協議	令和8年2月26日（木）
11	契約締結	令和8年2月27日（金）

7 応募手続き等に関する事項

（1）参加表明書

ア 提出書類(各1部)

- (ア) 参加表明書（様式1）
- (イ) 参加資格チェックリスト（様式6）
- (ウ) 会社概要書（任意様式：A4判1枚）
- (エ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (オ) 完納証明書（公告日より3ヶ月以内のもの）
- (カ) 業務経歴書（様式2）
- (キ) 誓約書（様式7）
- (ク) 財務諸表（直近2年分の決算報告書、損益計算書、貸借対照表）

イ 提出期限

令和8年1月15日（木）～2月3日（火）午後5時までとする。

ただし、土曜日、日曜祝祭日を除く。郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。

ウ 提出方法及び担当局

(ア) 方法

担当部局まで持参又は郵送により提出すること（郵送による場合は、必ず到着確認の連絡を行うこと）。

(イ) 担当部局

〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地

南風原町役場住民環境課（担当：金城・儀保）

電話番号：098-889-4414

電子メール：H8894414@town.haebaru.lg.jp

（2）現場確認日

ア 日 時：令和8年1月21日（水）午前10時～11時

イ 場 所：南風原町役場住民環境課

ウ 留意事項

- (ア) 執務室への入場者は1業者2名までとする
- (イ) 見学は町の指示に従うこと

(3) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次の方法により受付及び回答を行う。

ア 提出方法

質問書（様式3）を下記までに持参、電子メールで提出すること（必ず業者名を明記すること、持参以外による場合は、必ず到着確認の連絡を行うこと。ファクシミリによるものは受付ない。）

イ 回答

各事業者からの質問をとりまとめ、令和8年1月26日（月）に本町ホームページに掲載する。

(4) 参加資格確認結果通知

審査の結果、参加資格が認められた申出者（以下「参加者」という。）に対しては参加資格確認決定通知を交付する。また、参加が認められなかった参加者に対しては、その理由を付した通知書を交付する。

発送：令和8年2月5日（木）（予定）

(5) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- (ア) 提案書提出届（様式4）
- (イ) 企画提案書（任意様式）
- (ウ) 見積書（任意様式）

※提出書類一式をまとめてファイリングし、書類毎にインデックス等で仕切ること。

※各書類のPDFデータを保存した電子媒体（CD-R等）も併せて提出すること。

イ 提出物について

- (ア) 提案書提出届（様式4）及び企画提案書（任意様式：A4判、35ページ以内）

a. 「2 事業内容に関する事項（1）」、「5 提案を求める内容」、「8 選定に関する事項－（3）選定基準」を踏まえ、具体性をもってかつ明瞭に記載すること。

b. 提案趣旨やアピールしたいポイントなどをわかりやすく記述すること。

(イ) 見積書（任意様式）

- a. 具体的な積算内訳を記載すること。
- b. 本プロポーザルは、提案規模の範囲内で最大の効果を発揮するためには実施するものであり、見積金額が提案上限額を上回っている場合には、選考対象としないため留意すること。

(ウ) 作成上の留意点

- a. 原則、簡易なA4ファイルで提出すること。
- b. 文字の大きさは、原則として12ポイント以上とすること。
- c. 提案書は、表紙、目次を除き、両面印刷として35ページ以内とすること。
- d. 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- e. 提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。
- f. 提案書の下段余白中央にページ番号をつけること。
- g. 専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。
- h. 提案書の表紙には、タイトル「南風原町マイナンバーカード関連業務」、提出年月日を記載し、正本には、会社名・代表者名を記載する。
- i. 見積書の正本には、会社名、会社印、代表者名を記名押印すること。

ウ 提出部数

6部（正本1部、副本各5部）を提出する。

エ 提出期限

令和8年2月19日（木）午後5時まで（必着）

オ 提出方法

担当部局まで持参または郵送により提出すること（郵送の場合は、必ず到着確認の連絡を行うこと。電子メール及びファクシミリによるものは受け付けない。）郵送の場合は、簡易書留によること。

8 選定に関する事項

本プロポーザルでは、南風原町マイナンバーカード関連業務委託にかかる公募型プロポーザル方式事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行う。なお、参加者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は契約候補者とする。

（1）審査の手順

プレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施し、選定委員会において総合的に審査する。審査における合計得点の最も高い者を優先交渉者として選定する。ただし、最も高い点が2者以上ある場合は、選定委員会の合議に順位を決定する。

ア 実施日 令和8年2月25日（水）予定

詳細な日程は、電子メールにて通知する。

イ 時間配分は30分以内（説明20分、質疑応答10分程度）とし提出された企画提案書をもとに説明を行うこととし、企画提案追加資料の配付は認めない。なお、時間内に説明が終了しない場合は説明を打ち切り、質疑応答を開始する。

ウ 参加人数

参加人数は3名までとする。また、実際の業務に携わる責任者は必ず出席すること。

エ プrezentationに要する機器等

プレゼンテーションに必要な機器類は提案者が準備するものとする。

ただし、プロジェクター及びHDMIケーブルは南風原町で準備する。

オ プrezentationの順番

企画提案書の提出順とし、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。

（2）審査における評価事項

ア 次の「（3）選定基準」の内容が評価事項になるため、企画提案書の内容は各項目に沿って作成すること。

イ 評価点数の平均が基準点（60点）に満たなかった場合には、評価が最も高い参加者であっても、その参加者の提案は採用しない。

ウ 審査は非公開とし、審査内容に関する問い合わせについては、一切回答しない。

(3) 選定基準

審査は、次の観点から、総合的に審査を行うものとする。

項目	評価基準
1. 受託業務の実施体制、実施方法	<p>①各業務の運営体制について、現場責任者を中心とした統括的な運営方法が提案されているか。</p> <p>②急な欠員が生じた際の組織的なサポートや不測の事態への対応と改善について適切な体制となっているか。</p> <p>③円滑な業務実施のために必要な人員配置とスタッフ等への研修について提案がなされているか。</p>
2. 全体計画、受託業務実施までのプロセス	<p>①契約から受託業務開始までの妥当なスケジュールが設定されているか。</p> <p>②事業の目的を充分理解したうえで、より効果的かつ効率的に円滑な業務を実施できる具体的な計画がなされているか。</p> <p>③標準仕様書の要件として受託事業者の役割等、要件を達成することが可能かつ現実的なものとなっているか。</p>
3. 全体の事業運営内容	<p>①本事業を円滑かつ効果的に運営できる方法が具体的に提案されているか。</p> <p>②業務の履行中においても適時運営状況を検証し、改善に向けた 提案が可能となっているか。</p> <p>③業務品質の確保と継続を保つための考え方が示されているか。</p> <p>④法律、制度の改正に関する情報を早期に収集し、柔軟に業務へ反映する仕組みが示されているか。</p>

4. 個人情報、特定個人情報への配慮	<p>①情報セキュリティ面において、業務上でトラブルが生じた際の対応、対策について記述できているか。</p> <p>②有効な資格があれば、その種類、取得数、更新回数について記述し、登録証の写しやロゴなど登録番号が確認できるものを添付しているか。</p>
5. 本事業に係る実績	<p>①本事業、または類似する業務の実績がある場合は具体的に実績数や内容について示しているか。</p> <p>②過去の実績について、本事業との親和性や好影響を示す要件がある場合は示すことができているか。</p>
6. 見積書の妥当性	<p>①見積金額が比較的安価であるか。</p> <p>②内訳書を別途設けるなど、詳細が把握できるものであるか。</p>
7. 独自提案	<p>①業務を実施するにあたって、標準仕様書にない項目で参加者が必要または効果的と考える項目について提案がなされているか。</p>

※「独自提案」の評価は、提案がされている内容についてのみ採点する。

(4) 選定結果

選定結果については、選定委員会の審査後、プレゼンテーションに参加した者全ての者にメールにて通知する。

令和8年2月26日（木）予定

なお、選定結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

(5) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- イ 企画提案書等が提出期限までに提出されなかつた場合
- ウ 提案を求める内容の一つ以上の項目について提案がなされていない場合。ただし、「7 独自提案」を除く。
- エ 標準仕様書の内容及び条件を満たしていない場合。
- オ 提出書類に虚偽があつた場合
- カ 見積金額が提案上限を超えている場合
- キ プrezentationに参加しなかつた場合

ク 選定の公平性を害する行為があった場合

ケ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(6) 契約の手続

業務仕様書及び優先交渉者の企画提案書等の内容を基本に協議のうえ、南風原町契約規則に基づき契約を締結する。

優先交渉権者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目標達成のため、必要な範囲において優先交渉者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある、また、これにより見積額を超えない契約内容及び契約金額の調整を行うことがある。

優先交渉権者との契約が不調となった場合は、次点者を優先交渉権者とする。

(7) 遵守事項

参加者は、下記の遵守事項を遵守しなければならない。参加者が遵守事項のいずれかに違反したとき、又は選定委員会が不適切な行為をしたと認めたときは、参加資格を失うものとする。

- ア プロポーザル実施において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合しないこと。
- イ 契約の履行にあたり、故意に粗雑し、又は品質もしくは数量について不正の行為をしないこと。
- ウ 他の参加者に対し、直接または間接に妨害しないこと。
- エ 本業務の履行にあたり、関係法令及び南風原町の例規等に違反しないこと。
- オ 暴力団関係者を担当又は代理人として使用し、又は暴力団関係者に金銭、物品その他の財産利益を不当に与えないこと。
- カ その他、南風原町職員の指示に従うこと。

(8) 留意事項

- ア プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- イ 南風原町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- ウ 企画提案書は、1業者につき1案とする。
- エ 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- オ 企画提案書等、本業務のプロポーザルに係るすべての提出物は返却し

ない。

- カ 企画提案書については、優先交渉権者の選定のために使用するものとし、公表しない。ただし、情報公開請求があった場合、南風原町情報公開条例に基づき公開することがある。
- キ 電子メール等の通信事故については、南風原町はいかなる責任も負わない。

(9) 提出先、お問い合わせ先

〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地
南風原町役場住民環境課（担当：金城・儀保）
電話番号：098-889-4414
電子メール：H8894414@town.haebaru.lg.jp